



大地の恵みと伝統・文化にはぐくまれた郷土愛にあふれる、いきいきと暮らせるまち

みなみ風



発行/新潟市南区役所
編集/南区役所地域総務課
〒950-1292 南区白根1235番地
電話 025(373)1000(代表)
FAX 025(373)2385

南区ホームページ <http://www.city.niigata.lg.jp/minami/> Eメール chiikisomu.s@city.niigata.lg.jp (南区役所地域総務課)

南区の人口(令和元年10月末現在、カッコ内は前月比)：44,606人(-18) 男：21,709人(-10) 女：22,897人(-8) 世帯数 16,155世帯(+12) (住民基本台帳による)

まもなく冬本番

除雪作業にご協力を!

この冬、南区では除雪計画に定めた路線で除雪を行います。車道延長は約580kmです=右図=。

1人1人がルールを守ることによって、安全でスムーズに除雪を進めることができます。快適な冬を過ごせるよう、皆様のご理解とご協力をお願いします。



問い合わせ 建設課

- 除雪について ☎372-6470(平日の日中)
☎373-1000(平日の夜間、土・日曜、祝日)
- 除雪費用助成について ☎372-6460(平日の日中)

路上駐車はやめましょう!!

1台でも路上駐車があると除雪車が進めなくなります。追突事故の原因にもなって大変危険です。過去に、路上駐車で除雪車が通れなくなり、その路線の除雪が後回しになった事例がありました。絶対にやめましょう。

樹木のチェックを!!

樹木などが道路上に垂れ下がっていると、除雪作業や通行の支障になります。雪が積もることによって枝が大きくなり、道路に出て除雪作業ができなかった事例があります。降雪前には、樹木などの処理や枝・垣根を雪囲いなどで補強してください。

玄関・車庫前は各戸で!!

除雪車は、広い地域を限られた時間で除雪しなければなりません。除雪作業により、玄関や車庫の出入り口をふさがることがありますが、各家庭で処理をお願いします。その際は道路に雪を出さないでください。



地吹雪に注意!!

地吹雪発生中の車の運転は、大変危険です。市では、地吹雪がよく発生する地帯に「地吹雪発生時通行止め」の看板を設置しています。危険と判断した場合には、通行止めを行いますので、指示された道路へ迂回してください。



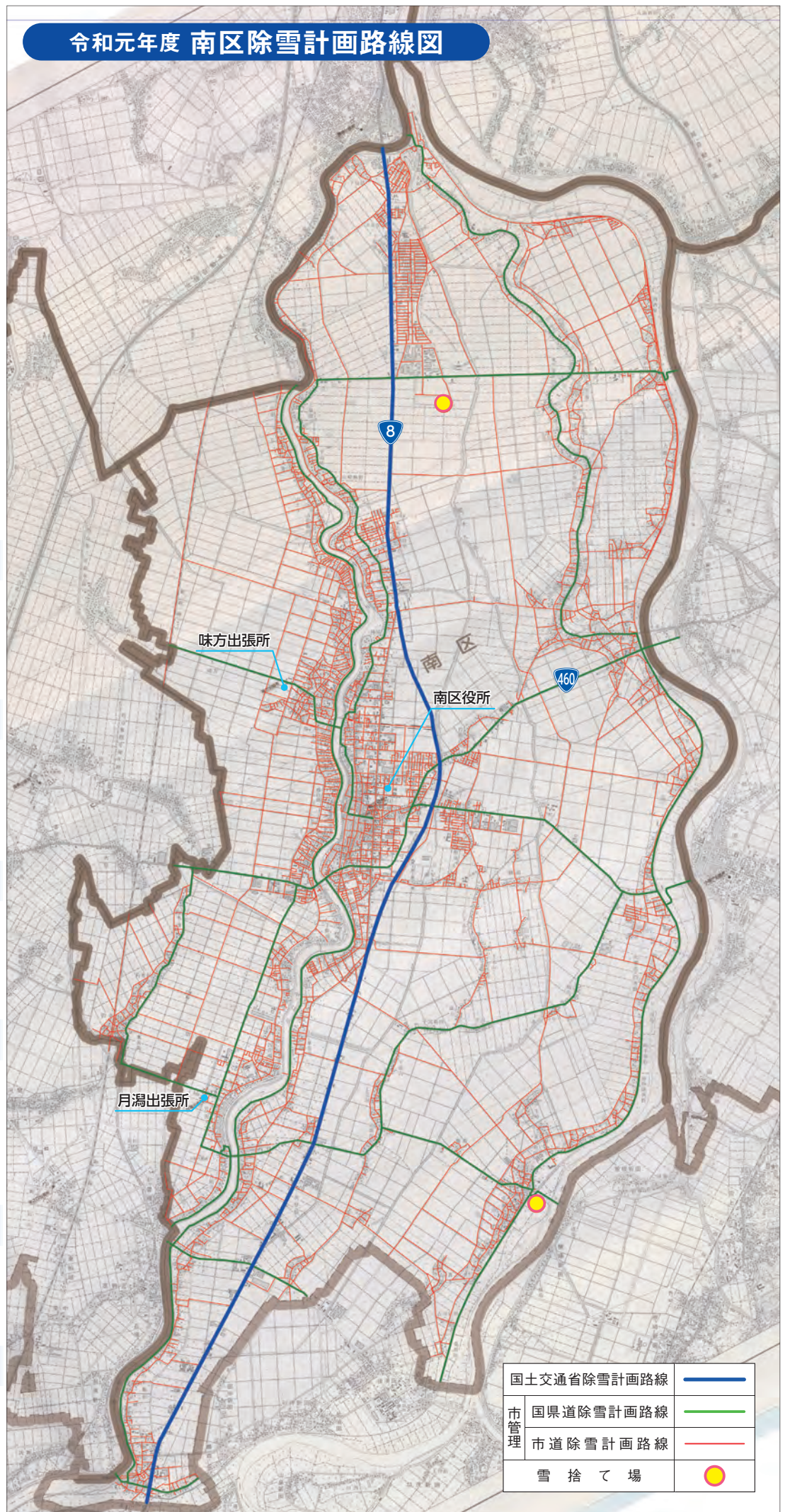
雪捨て場について

庄瀬地内(信濃川左岸の河川敷)と北田中地内(北部第二工業団地)に雪捨て場を設けています。利用する場合は、事前に申し込みが必要です。

自治会などへの除雪費用助成

自治会・町内会が除雪計画路線以外の市道、農道、私道の除雪・排雪を業者に委託して行う場合、経費の一部を助成します。

市道		市の基準額の全額
農道・私道	1回目	市の基準額の2分の1
	2回目以降	市の基準額の4分の3



※詳細は建設課に備え付けの除雪計画路線図で確認をお願いします

歩道除雪奨励金交付事業の実施団体を募集中

対象団体 地域コミュニティ協議会、自治会・町内会、PTA・ボランティア団体などの営利を目的としない団体で、5人以上が除雪作業をできる団体
対象範囲 市管理道路で歩道として使用されている道路のうち、通学路、歩行者の多い歩道および車道の路肩部など

対象除雪作業 除雪機械やスコップ・スノーダンプなどの道具を使用し、歩道上の一定の幅や交差点の道路横断箇所を除雪する作業で、3人以上で行うもの
奨励金の額 基本額 1人1回500円。ただし、1人1日1回まで
 実績額 基本額に①歩道除雪は10m当たり130円②道路横断箇所除雪は1カ所当たり130円を加算

「市報にいがた」本号3面に除雪に関する特集記事を掲載しています。また、建設課窓口では除雪パンフレット「にいがた『ゆきみち』ガイド」も備え付けています。